

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を令和3年1月13日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表第1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定3度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、同2度への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分を取り消し、2度に変更することを求めている。

2019年6月に特別児童扶養手当の更新で、〇〇児童相談所にて2度の判定を受けたときはIQ35、2014年9月〇〇センターでのIQテストではIQ34だった。5年で1しか成長が見られなかったのに、今回いきなり成長したとは思えない。現在請求人が通

う〇〇特別支援学校の先生や医師、移動支援ヘルパーさんも3度の判定に疑問を持っているとおっしゃっている。

請求人の今の状況は、会話はできるときもあるが、ほぼYouTubeで見たアニメの受け売りで適当に答えている。漢字の読み書きはまだ漢検10級にも満たず、計算は1桁の足し算しかできず、引き算は苦手。外出しても信号の理解ができていないので、突然、走り出し飛び出してしまうため、ヘルパーさんとは手をつないでいないと危険。もちろん親も手をつなぐのは見た目が悪いため腕組みさせている。石や葉っぱを口に入れたり、バスに乗っていて何度も自分の降りる場所を教えても分からないので1人では無理なため、学校へはスクールバスで通っている。トイレも大のときは介助がなければ無理。就寝中はオムツを使用している。

今後、生活介護施設へ通うことになるが、知的にはどんどん落ちると思う。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日				審 議 経 過
令和	3年	9月	6日	諮問
令和	3年	10月	8日	審議（第60回第2部会）
令和	3年	11月	5日	審議（第61回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

(1) 都要綱 1 条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱 2 条 1 項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 都要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が 18 歳以上の場合にあっては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条 4 項及び 4 条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1）及び当該知的障害者が 18 歳以上である場合は都要綱別表第 4 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

(3) 都要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めるときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が 2 度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するも

の」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

(4) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により処分庁に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は、7条の規定による手帳の更新については、3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

(5) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「実施細目」という。）の4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定についての検討

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査の結果は、IQ38と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49」に相当するものとして、3度と記載されている。

イ 「知的能力」について

知能検査において、小学校低学年レベルの簡単な漢字の読みはでき、簡単な繰り上がりの加算ができる。言語のやりとりは身の回りのことであれば質問を理解し、回答することができる。ま

た、日常生活場面では、好きなDVDの再生の手続を自分で行う、パソコンでマウスを使いイラストを描く、YouTubeを視聴するための最低限の操作を行うことができるとされている。

以上により、個別判定基準表における「表示をある程度理解し簡単な加減ができる。」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

ウ 「職業能力」について

請求人母によると、生活介護施設での実習において、清掃（箒で掃く、モップ、窓ふき）、植木の植替えの作業を行い、作業については、自分からは動かないが指示があれば作業をすることができるとのことであった。

以上により、個別判定基準表における「助言等があれば、単純作業が可能」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

エ 「社会性」について

請求人は、集団が苦手であり、教室では隅に一人でいて、他者との交流はない。対人関係の構築は困難であるが、請求人母によれば、学校行事へは参加することはでき、実習先では指示に従って作業を行うことができているとのことであった。

判定場面においても、興味のない質問や課題に答えたり、取り組んだりすることを嫌がる様子があったが、質問に回答する、課題に取り組む等の行動は行うことができていた。

以上により、個別判定基準表における「集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能」の区分である2度と「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能」の区分である3度との中間程度に相当すると記載されている。

オ 「意思疎通」について

機械的なやりとりではあるが、名前や学校名等のプロフィール、身の周りの事物についての質問に対しては、概ね単語、2語での

返答ができる。多語文も使えるが、定型文程度にとどまる。やりとりの中で発された言葉や提示されたものに刺激され、自分の興味のあるものや好きなものを羅列していってしまうことも多いが、注意を引く、促す等の関わりにより、元の話題に戻る、別の話題に移るといったことは可能である。

以上により、個別判定基準表における「言語による意思疎通がやや可能」の区分である2度と「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」の区分である3度との中間程度に相当すると記載されている。

カ 「身体的健康」について

身体面で特に注意を必要とするような疾患はないとされ、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

キ 「日常行動」について

請求人母の陳述によると、請求人は、こだわりが強く、自分が決めている手続が崩れたり、気に入らないことがあったりすると、平手やこぶしで叩くとのことであった。また、高い声が苦手で、声を発した者に対して他害行為に及ぶことがあり、対人トラブルになることがある。その他、多動や飛び出し、大声を上げる等の行動があり、戸外では単独での行動は困難であるとされている。ただし、面接等を行った際は、ある程度落ち着いており、請求人母が離席した後も、検査ややりとりが不可能なほどの事態はなかったことから、状況等により抑制できるものもあると判断されている。

以上により、個別判定基準表における「日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要」の区分である2度と「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」の区分である3度との中間程度に相当すると記載されている。

ク 「基本的生活」について

請求人母の陳述によると、請求人は、食事の際、スプーン・フ

オークを使用している。排泄については、大便の始末はできず介助を要し、夜間はオムツを使用している。衣服の着脱は、前後の区別が不十分である。入浴は、洗体は声掛けしてもやらず、洗顔もやらないため訓練中である。買物は、買物がどういったものかは知ってはいるが、手続はできないとのことである。刃物や火などの危険物には近づけないようにしているため、理解しているのかどうかは不明である。信号や状況の理解が難しく、飛び出してしまう危険があるため、単独での外出は困難であるとされている。

以上により、個別判定基準表における「身辺生活の処理が部分的に可能」の区分に相当するものとして、2度と記載されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目のうち1項目が2度（重度）、3項目が2度（重度）と3度（中度）との中間程度、3項目が3度（中度）、1項目が4度（軽度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び請求人母に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体として3度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「中度知的障害、自閉スペクトラム症」と、心理学的所見欄には「CA18 MA6:0 IQ38（鈴木ビネー改訂版）」と、社会診断所見欄には「本人の状況に合った生活支援を受けることが望ましい。」と、愛の手帳の程度認定の欄には「3度（中度）」とそれぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3度」程度のものに該当するもの」に該当することから、障害の度数は総合判定3度(中度)であると判断するのが相当である。

したがって、本件申請書及び本件判定書に基づいて、処分庁が行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のことから、本件処分は違法、不当であるなどと主張している。

しかしながら、都要綱によれば、愛の手帳の交付に係る判定は、申請書を受理した心障センター所長が、総合判定基準表及び個別判定基準表に基づいて判定を行い、その結果に基づき作成される判定書及び申請書により、処分庁が手帳の交付の可否を決定すると規定されており(1・(2)及び(3))、また、心障センター所長が行う程度別総合判定は、判定書に記載されたプロフィールを参考にして行うとされている(1・(5))ところ、本件判定書のプロフィールの各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものであり、これらの判定に基づき、障害の程度の総合判定を「3度(中度)」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

したがって、請求人の主張は、いずれも理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2(略)